主

原判決を破棄する。

被告人を罰金一二、〇〇〇円に処する。

右罰金を完納することができないときは、金一、〇〇〇円を一日に換算した期間被告人を労役場に留置する。

原審および当審における訴訟費用は、全部被告人の負担とする。

本件控訴の趣意は、検察官作成名義の控訴趣意書(但し、控訴趣意書中三丁表一行目に「該当者一九名」とあるを「該当者二〇名」と、「非該当者一〇名」とあるを「非該当者九名」と、同三行目に「九名」とあるを「八名」とそれぞれ訂正した。)に記載しであるとおりであるから、これを引用し、これに対して当裁判所は、つぎのとおり判断をする。

検察官の所論は、原裁判所は、「被告人は、昭和四三年九月三〇日午前七時三一分ころ、新潟県南蒲原郡栄村大字一ツ屋敷三九九番地付近道路において、法定の最高速度時速六〇キロメートルを超える時速八五・六キロメートルの速度で、普通貨物自動車を運転したものである」との公訴事実につき、右速度は時速六五キロメートルと認定するを相当としたうえ、本件は反則行為に該当するところ、被告人に対し道路交通法所定の告知通告がなされたことも認められず、結局本件公訴の提起は、同法一三〇条に違反してなされたものであるから刑訴法三三八条四号により公は、同法一三〇条に違反してなされたものであるから刑訴法三三八条四号により公は、同法一三〇条に違反してなされたものであるから刑訴法三三八条四号に認り、同法ので、公訴事実通り時速八五・六キロメートルと認めるを相当とするから、原判決は破棄を免れないと主張するものである。

(大学等)、 (大学)、 (大学)

そこで考えてみるに、本件取締及び検挙に当つた警察官B等の原審各証言、原審検証調書、最高速度違反現認書等によれば、原判決もいうように、被告人の時速が公訴事実とおり八五・六キロメートルであつたという一応の結論が出て来るのである。原判決は、B等警察官も人間であるから測定結果に過誤なきを保しがたいということは、そのこと自体は当然のことであり、何ら異論はない事がらであり、刑事裁判を行う上において、常に念頭に置くべき最重要な事がらではあるけれども、これを余りにも強調し過ぎるときは、人間の聴覚、観察の結果等を証拠としてその上に成り立つ刑事裁判の否定に連がることにも思を致し、過誤の判定においては、慎重を期さなければならないのである。

そして、当裁判所が本件に顕われた全証拠を勘案して考えてみた場合には、遺憾 作ら原判決の心証のとり方に過誤を認めざるを得ないのである。原判決は、前記の 一応の結論に対し、被告人の検察事務官の面前及び原審公判の弁明供述をもつて反 証となし、かつ被告人の警察官に対する自白をも措信しがたいとするのであるが、 当裁判所の見るところはまさにその逆である。以下この点を説明することとする が、要するに、原判決が反証とするところの前記弁明供述は、当裁判所としては、 必ずしもこれを措信できないと考えるものである。すなわち、被告人は、検察事務 官の面前、原審公判及び当審公判を通じて次のように供述している。

- (1) 自分の車は、一番員の警察官の付近で二台の車に追い越され、二番員の 警察官の付近で青、紺に近い色のクラウン、ライトバンに追い越され、三番員の警 察官の付近で右ライトバンが止つたので、自車もその直後に止つたところ、警察官 が来て、「お前の前を走つていた車が違反している、お前はその車に接近して走つ て来たのだから、やはり違反しているのだ」といわれた。
- (2) 当審で検察官から提出された速度違反一覧表を見て調査したところ、右 ライトバンは、クラウンの乗用車で、E運転の車と判明した。
- (3) 右一覧表のEの直後に記載してあるFに対し、本年二月二七日電話して尋ねたところ、クラウン乗用車であるE車はF車のあとから来て停車したが、停車する場所がないので、F車の前へ出て停車したと思うとのことであつた。
- ) (4) 事件当日現場における警察官の取調は、自分が言い争つた関係もあり、 一時間二〇分位(又は一時間半位)かかつた。

できる。 できるで、大きないのでして、大きないの対れをでいて、大きに、大きないできない。 は、大きないのであるがよいでででない。 は、大きないのであるは、大きないででででない。 は、大きないのであるがあり、大きないでででない。 は、大きないのであるがあり、大きないでででない。 は、大きないのであるがあり、大きなでは、大きないでででない。 は、大きないのであるがあり、大きないででない。 は、大きないのでないでないでないでないでないでないでないで、大きないので、大きないので、大きないで、大きないので、大きないで、大きないので、大きないで、大きないで、大きないで、大きないで、大きないで、大きないが、大きないで、大きないが、大きないで、大きないが、大きないで、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないいが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないいが、大きないいいが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないいが、大きないが、大きないが、大きな

以上説明したところを勘案すれば、被告人が検察事務官の面前以来原審及び当審を通じて弁明しているところは、相当の不真実が包含されており、この判決がではしているとするのは当を失するものといわなければならない(原判決ががあると、のではは成り立ち得ないことととなると、原判決のいうところの反証は成り立ち得ないことと察官にあるが、被告人の弁明供述が必ずしも措信しがたいとなると、被告人の警察に対する自白は、他にその任意性を疑うべき情況の認められない本件において自宅を措信するのが相当と考えられる。被告人が当時積んでいた鮮魚を急いで自宅へでおりましたいという事情があったことは、これを認めるに各がではないけれども、記入日の原審及び当審証言並びに証人」の原審証言は、上来の説明に徴し、当裁判所のた

やすく措信しがたいところである(原裁判所も、H証人の証言を必ずしも措信しが

たいと思つたものか、とくに判決中にこれを引用していない。)。 なお、当裁判所は、本件取締及び検挙に当つた警察官B、A、C、Dを証人とし て直接取り調べたのであるが、その供述態度、供述内容等にかんがみ、同人等の証 言は十分措信できるし、又測定にも過誤はなかつたと考えられたことを付言してお くとともに、次のことをも付言しておく。すなわち、仮に被告人が弁明するよう に、被告人が一般的には本件場所が時々警察官において速度違反の取締をする場所 であることを知つていたとしても(被告人の、当日具体的に本件場所での取締を察知していたとの供述は、前述のように措信しない。)、事がらの性質上取締警察官が運転者に判らないように事に当るはずであるので、被告人に一般的な右の知識が あつたという一事により、当日被告人が本件違反をしなかつたと結論しなければな らないものではなく、現に前記Eが証言するように、同人は本件場所で前日にも検 挙されながらも、当日又検挙されていることにかんがみても、その間の事情が納得 されると思うのである。

最後に、本件はせいぜい罰金の案件であると考えられるのに、何故に被告人が相 当額の経費を使つてまで本件犯罪事実を争うかについて、当裁判所としても種々思 を廻らしてみたのであるが、結局この点は被告人の自供がない限り真相は判明しが たいものではあるけれども、あるいは次のようなことも考えられないでもない。

すなわち、被告人は原審公判で述べているように、十余年前からJ協会の役員を していた関係上その面目の上からできれば本件を反則金ですまし、刑事処分を免れ たいと考え(被告人の前科調書によると、被告人は昭和三九年一〇月二〇日速度違 反で罰金三、〇〇〇円に処せられたこととなつているが、被告人は、原審公判で、 右は速度違反ではないと弁明している。)、かつ被告人の頑固と思われるような性格(当裁判所の審理を通じてそのように感ぜられた。)も手伝つて、経費を度外視 して争つたのではないかということである。もとより、これは推測であるので、真 相と異なるかも知れないが、とに角当裁判所は、本件審理を通じてそのように感ぜ られたのである。

以上説明したところから明らかなように、本件公訴事実を肯認し得るのにかかわ らず、本件は反則行為に該当するとして、結局公訴棄却の判決を言い渡した原判決は事実を誤認したものとして破棄を免れない。論旨は理由がある。

〈要旨〉よつて、本件控訴は理由があるので、刑訴法三九七条、三八二条により原 判決を破棄すべきものとする。そ〈/要旨〉して、同法三九八条によれば、本件を原裁 判所に差し戻すべきもののような観がないでもないけれども、同条は、原審が事件 について実体的審理を尽すことなく、訴訟条件の存否のみを審理し、その存在を肯 認すべきにかかわらず、誤つてその存在を否定して公訴棄却の裁判をした場合に関する規定(この場合は、一番で実体的審理がなされていないから、なお一審で実体 的審理をさせる必要が認められる。)と解せられるのであつて、本件は右の場合と 異なり、実体的審理に入つてそれを最後まで進めなければ公訴棄却するかどうかを 決せられない案件であり、原審も、もとより十分実体的審理を尽し、被告人の時速 を六五キロメートルと認定したため、本件は反則金事件となり、道路交通法一三〇 条に違反するとして公訴を棄却したものであるから、本件の場合は、刑訴法三九八 条の適用はないものと解するのが相当である。かくて、同法四〇〇条但書の規定に 従い、さらに自ら次のとおり判決する。

(罪となるべき事実)

前記公訴事実記載のとおり

(証拠の標目) 省略

(法令の適用)

法律によると、被告人の判示所為は、道路交通法六八条、二二条一項、一 -項三号、同法施行令――条―号、罰金等臨時措置法二条に該当するので、所定刑 中罰金刑を選択し、その金額の範囲内で被告人を主文掲記の刑に処し、右罰金を完 納することかできないときは、刑法一八条により主文のとおり被告人を労役場に留置し、原審および当審における訴訟費用については、刑訴法一八一条一項本文により全部被告人にこれを負担させることとして主文のとおり判決する。

(裁判長判事 栗本一夫 判事 小川泉 判事 藤井一雄)